

### Q8-3 統一発票および統一番号について教えてください。

#### ・統一発票

台湾の営業税はインボイスを仕入税額控除の要件とする「インボイス方式」を採用しており、その所定のインボイスが統一発票と呼ばれているものです。台湾内での物品や役務の販売は基本的にすべて営業税の課税対象となりますが、販売者は統一発票の発行義務を、購入者は統一発票の受領義務を負っています。

統一発票は中華民国財政部が指定した公式書類であり、3枚綴りのものと2枚綴りのものがあります。3枚綴りと2枚綴りの違いは、統一発票を受け取る側が営業人か否かという点です。また、統一発票の形体として、手書き方式、レジ方式、コンピュータ方式があります。

統一発票の発行漏れを税務当局に指摘された場合、課徴金が課されることがあります。なお、統一発票の発行は、毎月の売上高がNT\$20万未満の小規模営業人や、バス、タクシーなどの旅客事業者などについては免除されます(統一発票使用弁法第4条)。

#### ・統一番号

統一番号とは、台湾で会社が設立登記をした際に与えられるID番号です。

会社は、物品等の購入時は原則として統一発票を入手しなくてはなりません。その際には、発行者に購入者の統一番号を記載してもらう必要があります。

統一発票に統一番号の記載がない場合、当該費用について、営業税の申告時に仕入税額控除の対象とすることができません。また、バス・タクシー代金などの例外を除き、法人税申告時に損金算入することもできなくなります。